

◎新潟県告示第460号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年5月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名 称	住所又は事務所の所在地
株式会社ゆうちょ銀行 長野支店	長野県長野市大字南県町1085-4

2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

新潟県母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還金収納事務

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年4月1日